

異常気象等対応について

暴風警報等の発令時の対応について

1 「特別警報」・「暴風を含む警報」に関わる臨時休校措置等について

- (1) 午前6時現在において、「県内全域または県内の特定の地域に「特別警報」・「暴風警報を含む警報」が発令されている場合は、自宅待機とし、また、午前10時現在において、この警報が引き続き発令されている場合は臨時休校とします。テレビニュース等でお確かめください。午前10時現在において、この警報が解除されている場合は、安全に十分注意しながら登校してください。
- (2) 登校後に上記の警報が発令された場合には、通学距離、通学路の状況等を勘案のうえ、生徒の安全確保を最優先に適切な下校措置をとります。

2 水害による危険が予測される場合

上記(1)以外の場合、休校にはなりません。大雨、洪水等により、生徒の安全確保に困難が予測される場合は、県教育委員会と協議のうえ、適切な対応を連絡します。

3 生徒の安全確保のために

- (1) 「特別警報」・「暴風を含む警報」等が発令された場合はすぐに帰宅し、身の安全を確保するようにご指導ください。
- (2) 大雨による河川等の増水時には、河川等に一人で近寄らないようにご指導ください。

臨時休校になる場合は本校ホームページにおいても掲載します。

なお夜間や早朝の対応はできません。

また、掲載処理のため若干の遅れが生じることをご了承ください。